

青森県情報公開・個人情報保護審査会の答申（平成24年12月27日付け答申第19号）の概要

第1 件名

「警察法第79条第2項の規定に基づく処理結果の通知について」に記録された氏名等についての不訂正決定処分に対する異議申立て

第2 審査会の結論

青森県公安委員会（以下「実施機関」という。）が、対象となった保有個人情報を不訂正としたことは、妥当である。

第3 経緯

1 保有個人情報訂正請求 平成24年4月2日

「平成 年 月 日付け青公委第 号「警察法第79条第2項の規定に基づく処理結果の通知について」」（以下「本件対象文書」という。）に記録された氏名、住所、年齢、性別、生年月日、職歴、資格等の個人情報の削除を求める。

2 不訂正決定 平成24年4月27日

本件対象文書に記録された保有個人情報に訂正すべき誤りは認められないため。

3 異議申立て 平成24年6月22日

不訂正決定の取消しを求める。

4 諮問 平成24年7月31日

第4 審査会の判断理由

1 本件対象文書について

当審査会が本件対象文書を見分したところ、本件対象文書は、警察法（昭和29年法律第162号）第79条第1項の規定に基づき異議申立人から青森県公安委員会に対してなされた苦情の申出について、同条第2項の規定に基づき青森県公安委員会が当該苦情の処理の結果を文書により異議申立人に通知するために作成された起案文書のうち異議申立人宛の通知文であると認められた。

2 本件対象文書に記録されている情報のうち異議申立人を本人とする保有個人情報及び異議申立人が訂正（削除）を求めている保有個人情報について

(1) 本件対象文書に記録されている情報のうち異議申立人を本人とする保有個人情報

訂正請求については、青森県個人情報保護条例（平成10年12月青森県条例第57号。以下「条例」という。）第26条第1項において、同項に該当する自己を本人とする保有個人情報について行うことができると規定されている。このうち、保有個人情報とは、実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した個人情報であって、当該実施機関の職員が組織的に利用するものとして、当該実施機関が保有しているものをいう（条例第2条第5号）。また、個人情報とは、個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）をいう（条例第2条第1号）。

当審査会が本件対象文書を見分したところ、本件対象文書は、異議申立人を名宛人とする文書であること、また、本件対象文書に記録されている全ての情報は、本件対象文書の名宛人として本件対象文書に記録されている異議申立人の氏名により異議申立人を識別することができる情報であって、実施機関において職務上作成し、組織的に利用するものとして保有しているものであることが認められた。

よって、本件対象文書に記録されている全ての情報は、異議申立人を本人とする保有個人情報であり、異議申立人が訂正請求をすることができるものであると認められる。

(2) 異議申立人が訂正（削除）を求めている保有個人情報

異議申立てについて当審査会に諮問をした青森県公安委員会は、理由説明書において、「「事実」に関する情報のうち、異議申立人の訂正請求に係る保有個人情報は、本件対象文書の3行目「」（「」は、異議申立人の氏名）の部分であると認められる。」としている。

保有個人情報訂正請求書には、訂正請求の趣旨について、本件対象文書に記録された「氏名、住所、年齢、性別、生年月日、職歴、資格等の個人情報を削除せよ。」と記載されている。しかし、異議申立人は、異議申立書及び理由説明書に対する反

論書において、本件対象文書は、「違法で強制的な職務質問及び違法で強制的な運転免許証の提示の事実を隠蔽するために作成された虚偽捏造公文書作成にあたる」等の主張をしており、これらの異議申立人の主張全体を見ると、異議申立人が訂正(削除)を求めている保有個人情報、本件対象文書に記録されている全ての情報であると認められる。

3 本件対象文書に記録されている保有個人情報の「事実」に関する情報該当性について

訂正請求については、条例第26条第1項において、同項に該当する自己を本人とする保有個人情報について、その内容が事実でないと思料するときに行うことができると規定され、また、その対象は、「事実」に関する情報であって、「評価・判断」に関する情報には及ばないと解される。

当審査会が本件対象文書を見分したところ、本件対象文書に記録されている保有個人情報のうち、「事実」に関する情報及び「評価・判断」に関する情報は、次のとおりであると認められた。

(1) 「事実」に関する情報

本件対象文書の1枚目の文頭から10行目までの部分及び「1 申出内容の主旨」(1枚目の11行目から2枚目の20行目まで)の部分

(2) 「評価・判断」に関する情報

本件対象文書の「2 調査結果」(2枚目の21行目から33行目まで)の部分及び2枚目の34行目から文末までの部分

よって、以下、「事実」に関する情報(本件対象文書の1枚目の文頭から10行目までの部分及び「1 申出内容の主旨」の部分。以下「本件事実情報」という。)の訂正の要否について検討する。

4 訂正の要否について

(1) 訂正の要否

ア 本件事実情報のうち「1 申出内容の主旨」の部分

当審査会が本件対象文書を見分したところ、本件事実情報のうち「1 申出内容の主旨」の部分において、「あなたから郵送された「苦情申出書(1)」、「苦情申出書(2)」、「苦情申出書(3)」に記載された申出の内容は、要旨以下のとおりでありました。」との記載があることが認められた。

したがって、「1 申出内容の主旨」の部分の記載内容が「事実でない」として訂正を要するか否かは、その記載内容について、「苦情申出書(1)」、「苦情申出書(2)」及び「苦情申出書(3)」(以下「本件苦情申出書」という。)に記載された申出内容(以下「本件苦情申出内容」という。)と照合し、本件苦情申出内容の要旨であると認められるか否かをもって判断すべきこととなる。

そこで、当審査会が実施機関に対し本件苦情申出書の写しの提出を求め、「1 申出内容の主旨」の部分の記載内容について、本件苦情申出書の写しに記載された申出内容と照合したところ、「1 申出内容の主旨」の部分は、本件苦情申出内容を抜き出して記載したものであり、本件苦情申出内容の要旨であると認められた。したがって、「1 申出内容の主旨」の部分は、事実でないとは認められない。

また、異議申立人からは、「1 申出内容の主旨」の部分について、事実でないことを裏付ける根拠は示されていない。

よって、本件事実情報のうち「1 申出内容の主旨」の部分は、訂正することはできない。

イ 本件事実情報のうち「1 申出内容の主旨」の部分以外の部分

本件事実情報においては、「1 申出内容の主旨」の部分の記載のほか、「様」(「」は、異議申立人の氏名)「あなたから本年 月 日付消印で当公安委員会あてに郵送された「警察法第79条に基づく苦情と請願法に基づく請願の申出書」」等の記載が認められた。

しかし、異議申立人からは、本件事実情報のうち「1 申出内容の主旨」の部分以外の部分について、事実でないことを裏付ける根拠は示されていない。

よって、本件事実情報のうち「1 申出内容の主旨」の部分以外の部分は、訂正することはできない。

(2) その他

異議申立人の主張は多岐にわたるが、その主眼は、当該職務質問の適法性・相当性を争うところにあると思われる。

しかし、当審査会は、実施機関が不訂正としたことが妥当か否かについて、異議申立人の主張、異議申立人から証拠として提出された資料、実施機関の説明等に基づき判断するものであり、当該職務質問の適法性・相当性の判断をするものではない。

これらは、本来、他の手続において判断されるべきものである。

5 結論

以上のとおり、異議申立人の訂正請求は、当該訂正請求に理由があると認められな

いことから、第2のとおり判断する。

第5 審査会の処理経過

当審査会の処理経過の概要は、別記のとおりである。

別記

審査会の処理経過の概要

年 月 日	処 理 内 容
平成24年 7月31日	・実施機関からの諮問書を受理した。
平成24年 8月30日	・実施機関からの理由説明書を受理した。
平成24年10月 1日	・異議申立人からの反論書を受理した。
平成24年10月15日	・異議申立人からの反論書を受理した。
平成24年10月26日 (第28回審査会)	・審査を行った。
平成24年11月 1日	・実施機関に対する照会について、実施機関からの書面を受理した。
平成24年11月16日 (第29回審査会)	・審査を行った。
平成24年11月26日	・異議申立人からの資料を受理した。
平成24年12月21日 (第30回審査会)	・審査を行った。

(参考)

青森県情報公開・個人情報保護審査会委員名簿（五十音順）

氏名	役職名等	備考
石岡 隆司	弁護士	会長
一條 敦子	ふれ～ふれ～ファミリー代表	
大矢 奈美	公立大学法人青森公立大学経営経済学部准教授	
竹本 真紀	弁護士	会長職務代理者
日野 辰哉	国立大学法人弘前大学人文学部准教授	

（平成24年12月27日現在）